

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する規則

(昭和 60 年 2 月 1 日静岡県公安委員会規則第 1 号)

改正 昭和 62 年 7 月 28 日県公委規則第 7 号 平成 2 年 3 月 13 日県公委規則第 3 号
平成 3 年 4 月 25 日県公委規則第 8 号 平成 5 年 3 月 29 日県公委規則第 6 号
平成 10 年 10 月 27 日県公委規則第 9 号 平成 10 年 12 月 25 日県公委規則第 10 号
平成 15 年 3 月 14 日県公委規則第 6 号 平成 16 年 4 月 2 日県公委規則第 7 号
平成 17 年 1 月 21 日県公委規則第 4 号 平成 17 年 3 月 25 日県公委規則第 14 号
平成 17 年 5 月 2 日県公委規則第 23 号 平成 18 年 3 月 3 日県公委規則第 4 号
平成 19 年 3 月 30 日県公委規則第 9 号 平成 20 年 4 月 24 日県公委規則第 13 号
平成 20 年 10 月 23 日県公委規則第 28 号 平成 20 年 12 月 11 日県公委規則第 35 号
平成 22 年 2 月 25 日県公委規則第 4 号 平成 22 年 12 月 3 日県公委規則第 19 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和 59 年静岡県条例第 44 号。以下「条例」という。）の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(風俗営業の許可に係る営業制限地域の例外)

第 2 条 条例第 2 条第 1 項第 1 号の静岡県公安委員会規則（以下「規則」という。）で定める地域は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 別表第 1 に掲げる地域のうち、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域（以下「第 1 種住居地域等」という。）

(2) 前号に掲げる地域以外の第 1 種住居地域等で、その第 1 種住居地域等が都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する近隣商業地域（以下本号において「近隣商業地域」という。）又は商業地域（以下本号において「商業地域」という。）に隣接し、かつ、営業所の敷地（当該近隣商業地域又は商業地域と前号に掲げる地域以外の第 1 種住居地域等との境界線上に接して、前号に掲げる地域以外の第 1 種住居地域等、近隣商業地域及び商業地域を除く地域が、当該営業所の敷地に含まれる場合を除く。）のうち、近隣商業地域又は商業地域が当該営業所の敷地の過半を超える場合にあっては、その境界線から 40 メートル以内の当該営業所の敷地の地域

第 3 条 条例第 2 条第 1 項第 2 号の規則で定める地域は、別表第 2 に掲げる地域とする。

第 4 条 条例第 2 条第 1 項第 3 号の規則で定める地域は、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の商業地域とする。

第5条 条例第2条第2項第2号の規則で定める地域は、別表第3に掲げる地域とする。

第6条 条例第2条第2項第3号の規則で定める施設は、旅館業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業をいう。）の施設とする。

2 条例第2条第2項第3号の規則で定める風俗営業の種類は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）第2条第1項第1号及び第4号とする。

3 条例第2条第2項第3号の規則で定める地域は、別表第4に掲げる地域で、条例第2条第1項第3号に掲げる施設の敷地（当該施設の用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲25メートルの区域内の地域を除く地域とする。
（特別日営業延長許容地域）

第7条 条例第3条第1項第3号の規則で定める日は、別表第5の左欄に掲げる祭典等の開催日の翌日（開催日が2日以上にわたる場合にあっては、開催期間初日の翌日から開催期間最終日の翌日までの間）とし、同号の規則で定める地域は、それぞれ同表の右欄に掲げる地域とする。

（営業延長許容地域）

第8条 条例第4条第1項の規則で定める地域は、別表第6に掲げる地域とする。

（風俗営業者の一般遵守事項）

第9条 条例第7条第5号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

法第17条の規定に基づき表示した料金以外の料金を客に請求し、又はさせないこと。

（店舗型性風俗特殊営業の禁止地域）

第10条 条例第11条第1項第8号の規則で定める地域は、県内の全ての地域とする。

（特定遊興飲食店営業の許可に係る営業所設置許容地域）

第11条 条例第14条第1項第1号の規則で定める地域は、別表第7に掲げる地域とする。

第12条 条例第14条第2項第2号の規則で定める地域は、別表第8に掲げる地域とする。

（風俗環境保全協議会を置く地域）

第13条 条例第20条の規則で定める地域は、別表第9に掲げる地域とする。

（医師の指定）

第 14 条 法第 41 条の 2 の規定による医師の指定は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 18 条第 1 項の規定により精神保健指定医に指定された医師のうちから行うものとする。

第 15 条 公安委員会は、前条の規定による医師の指定を行ったときは、その旨を公示するものとする。

附 則

この規則は、昭和 60 年 2 月 13 日から施行する。

附 則(昭和 62 年 7 月 28 日県公委規則第 7 号)

この規則は、昭和 62 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(平成 2 年 3 月 13 日県公委規則第 3 号)

この規則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 3 年 4 月 25 日県公委規則第 8 号)

この規則は、平成 3 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 5 年 3 月 29 日県公委規則第 6 号)

- 1 この規則は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成 4 年法律第 82 号）の施行の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律第 1 条の規定による改正前の都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）の規定により定められている都市計画区域内の用途地域に関しては、この規則の施行の日から起算して 3 年を経過する日（その日前に同条の規定による改正後の都市計画法第 2 章の規定により、当該都市計画区域について、用途地域に関する都市計画が決定されたときは、当該都市計画の決定に係る都市計画法第 20 条第 1 項（同法第 22 条第 1 項において読み替える場合を含む。）の規定による告示があった日）までの間は、改正前の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する規則第 2 条第 1 号及び同条第 2 号の規定は、なおその効力を有する。

附 則(平成 10 年 10 月 27 日県公委規則第 9 号)

この規則は、平成 10 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 10 年 12 月 25 日県公委規則第 10 号)

この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年 3 月 14 日県公委規則第 6 号)

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 4 月 2 日県公委規則第 7 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年 1 月 21 日県公委規則第 4 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 25 日県公委規則第 14 号)

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 5 月 2 日県公委規則第 23 号)

この規則中別表第 3 の改正規定は平成 17 年 5 月 5 日から、別表第 2 の改正規定は同年 7 月 1 日から、別表第 4 の改正規定は同年 9 月 20 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 3 日県公委規則第 4 号)

この規則は、平成 18 年 3 月 31 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 30 日県公委規則第 9 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 4 月 24 日県公委規則第 13 号)

この規則は、平成 20 年 5 月 9 日から施行する。

附 則(平成 20 年 10 月 23 日県公委規則第 28 号)

この規則は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 12 月 11 日県公委規則第 35 号)

この規則は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 2 月 25 日県公委規則第 4 号)

この規則は、平成 22 年 3 月 23 日から施行する。

附 則(平成 22 年 12 月 3 日県公委規則第 19 号)

この規則は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 22 日県公委規則第 号)

この規則は、平成 28 年 6 月 23 日から施行する。

別表第 1(第 2 条関係)

風俗営業制限除外地域

市町名	地域	
下田市	三丁目（自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 20 条第 1 項の規定に基づく富士箱根伊豆国立公園内の第 2 種特別地域を除く。）	
	蓮台寺字山崎	
	柿崎のうち、字武山、字間戸山、字間戸浜、字梨ノ木、字西ノ久保、字高磯、字高浜及び字庇瀧	
伊豆市	修善寺金付免、修善寺上り山田、修善寺杉原、修善寺神戸、修善寺中尾、修善寺温泉場、修善寺小坂、修善寺久保、修善寺小山、修善寺白井田、修善寺白井、修善寺天臺、修善寺皇子ヶ原、修善寺廣瀬及び修善寺田澤	
伊豆の国市	大仁一般国道 136 号線の区域の周囲 30 メートルの区域内	
伊東市	全域	
熱海市	下多賀字風越、下多賀字浜田、下多賀字池田、下多賀字新釜、下多賀字仁多田及び下多賀字二本松のうち、一般国道 135 号線と市道下多賀中野本線に囲まれた区域内	
沼津市	大岡、岡一色、岡宮及び足高のうち、県道沼津インター線の道路の区域の周囲 30 メートルの区域内	
御殿場市	茱萸沢、萩原、西田中及び川島田の一般国道 246 号線の道路の区域の周囲 30 メートルの区域のうち、一般国道 138 号線から県道富士御殿場線までの間	
富士宮市	外神、宮原及び万野原新田のうち、一般国道 139 号線の道路の区域の周囲 30 メートルの区域内	
	宮原及び外神のうち、県道朝霧富士宮線の道路の区域の周囲 30 メートルの区域内	
静岡市	清水区	八坂北一丁目、八坂東一丁目、八坂東二丁目、八坂町及び西久保のうち、一般国道 1 号線静岡バイパスの道路の区域の周囲 50 メートルの区域内
藤枝市	一般国道 1 号線の道路の区域の周囲 30 メートルの区域内（岡部町青羽根、岡部町入野、岡部町内谷、岡部町岡部、岡部町桂島、岡	

	部町子持坂、岡部町玉取、岡部町殿、岡部町新舟、岡部町野田沢、岡部町羽佐間、岡部町宮島、岡部町三輪及び岡部町村良を除く。)	
島田市	一般国道1号線の1級河川大津谷川と県道島田金谷線交差点までの間及び県道島田金谷線の一般国道1号線交差点と県道島田川根線交差点までの間の道路の区域の周囲30メートルの区域内	
袋井市	県道磐田袋井線、県道袋井春野線及び市道山梨浅羽線の道路の区域の周囲30メートルの区域内	
磐田市	福田一般国道150号線、県道磐田福田線、市道中島高島線及び市道中川通りの道路の区域の周囲30メートルの区域内	
浜松市	中区	一般国道152号線、市道有玉高林線、市道田町高林線及び市道中野町三方原線並びに2級河川馬込川に囲まれた高林一丁目、高林四丁目、高林五丁目、曳馬五丁目、曳馬六丁目、上島一丁目、上島二丁目及び上島五丁目のうち、一般国道152号線、市道有玉高林線及び市道田町高林線の道路の区域の周囲30メートルの区域内
	東区	原島町、天王町、市野町及び上西町のうち、県道天竜浜松線の道路の区域の周囲30メートルの区域内
湖西市	新居町新居のうち、市道新居弁天線、市道新居153号線及び市道向島弁天線に囲まれた区域内	
函南町	大土肥、間宮及び仁田のうち、県道熱海函南線の道路の区域の周囲30メートルの区域のうち、一般国道136号線から県道函南停車場反射炉線までの間	

別表第2(第3条関係)

風俗営業例外制限地域

市町名	地域
沼津市	馬込、獅子浜、江ノ浦及び多比の都市計画法第7条第1項の市街化調整区域のうち、一般国道414号線の道路の区域の周囲30メートルの区域内
富士市	中之郷字小池のうち、市道富士川中之郷線、市道幸町小池線及び高速自動車国道東海自動車道に囲まれた区域内
	中野台1丁目、中野台2丁目、北松野字中野、北松野字浅間林269番1、270番1、271番3、271番4、272番4、273番2、297番2、297番5、297番8から297番14まで、297番16、301番4、301番11から301番16まで、310番1から310番29まで、310番36、310番39から310番42まで、311番3、311番4、315番1、315番

		2、316番1、316番5、316番6、316番8、317番1から317番3まで、318番3、324番6、324番10、324番11及び324番14並びに北松野字沖田1,862番4から1,862番26まで、1,887番4、1,909番1、1,910番1、1,910番3、1,910番5、1,911番2、1,911番3、1,912番1から1,912番3まで及び1,913番1
		南松野字中野2,424番1、2,424番2、2,427番3、2,436番3から2,436番6まで、2,438番2から2,438番4まで、2,441番5、2,441番6、2,442番2、2,446番1から2,446番5まで、2,449番、2,450番、2,452番1、2,452番2、2,455番、2,456番、2,457番1から2,457番5まで、2,458番1、2,458番2、2,459番1、2,459番2、2,459番4、2,459番7、2,459番8、2,461番7、2,462番2、2,463番2、2,464番及び2,520番8
富士宮市		貫戸字両替山、山本字長峰、青木字西野山、外神字河原上、星山字上ノ原、星山字坊地及び及び下羽鮒字小平野
静岡市	清水区	蒲原東及び蒲原新栄
	駿河区	緑ヶ丘1,250番1、1,253番1から1,253番8まで、1,253番10から1,253番48まで、1,253番51から1,253番80まで、1253番82から1,253番87まで、1,253番89及び1,253番90
		中原字東蛭子宮531番5から531番40まで及び551番5から551番16まで
		富士見台一丁目153番6から153番32まで、153番35から153番56まで、153番61、153番62、176番1から176番28まで、176番30、176番32から176番47まで、176番49、176番50、176番52から176番54まで、176番57から176番71まで及び176番73から176番82まで
		富士見台二丁目177番2から177番14まで、177番21、178番1から178番20まで、179番1から179番22まで、182番1から182番54まで、192番5、192番6、234番3、234番5、234番7、234番9から234番17まで、234番19、234番20及び249番1から249番7まで
浜松市	中区	佐鳴台三丁目、佐鳴台四丁目、佐鳴台五丁目及び佐鳴台六丁目のうち、都市計画法第8条第1項第1号の近隣商業地域
	西区	湖東町字気賀谷及び湖東町字東原

	大人見町字向イ山、古人見町字アヘカヤ、古人見町字向イ山及び古人見町字アベケヤ
南区	高塚町 1,554 番、1,555 番、1,556 番、1,557 番 1 から 1,557 番 3 まで、1,558 番、1,559 番、1,560 番、1,561 番、1,562 番 1、1,562 番 2、1,563 番 1、1,563 番 3、1,563 番 4、1,565 番、1,566 番、1,567 番、1,568 番、1,569 番、1,570 番、1,571 番、1,572 番 1、1,572 番 3、1,572 番 5、1,573 番 1、1,573 番 2、1,574 番、1,575 番 1 から 1,575 番 5 まで、1,577 番 1、1,578 番 1、1,579 番 1 から 1,579 番 5 まで、1,580 番 1、1,580 番 2、1,581 番、1,582 番、1,583 番、1,584 番 1 から 1,584 番 5 まで、1,585 番 1、1,586 番 1 から 1,586 番 3 まで、1,587 番 1 から 1,587 番 4 まで、1,593 番 1、1,594 番 1、1,595 番 1、1,599 番、1,604 番 1、1,605 番 1、1,606 番 1、1,606 番 2、1,607 番 1 から 1,607 番 5 まで、1,608 番 1、1,608 番 2、1,609 番 1、1,609 番 2、1,610 番 1、1,610 番 2、1,611 番 1、1,611 番 2、1,612 番 1、1,612 番 2、1,613 番 1、1,613 番 2、1,614 番 1、1,614 番 2、1,615 番 1、1,615 番 2、1,616 番 1、1,616 番 2、1,617 番、1,618 番、1,619 番 1、1,619 番 3、1,620 番、1,621 番、1,622 番、1,623 番 1、1,623 番 2、1,624 番 1、1,624 番 2、1,625 番、1,626 番、1,627 番、1,628 番、1,629 番、1,630 番、1,631 番、1,632 番 1、1,632 番 2、1,633 番 1、1,633 番 2、1,634 番 1、1,634 番 2、1,635 番 1、1,635 番 2、1,636 番 1、1,636 番 2、1,637 番 1、1,637 番 2、1,638 番 1 から 1,638 番 5 まで、1,639 番、1,640 番、1,641 番、1,642 番 1、1,642 番 2、1,643 番 1、1,643 番 2、1,644 番 1、1,644 番 2、1,645 番、1,646 番 1、1,646 番 2、1,647 番、1,648 番、1,649 番、1,650 番、1,651 番、1,652 番、1,653 番、1,654 番、1,655 番、1,656 番、1,657 番、1,658 番、1,659 番、1,660 番、1,661 番、1,662 番、1,663 番、1,664 番、1,665 番、1,666 番、1,667 番、1,668 番、1,669 番、1,670 番、1,671 番、1,672 番、1,673 番、1,674 番 1、1,674 番 2、1,675 番 1 から 1,675 番 7 まで、1,676 番 1 から 1,676 番 4 まで、1,679 番 1、1,680 番 1、1,681 番 1、1,682 番 1 から 1,682 番 3 まで、1,683 番 1、1,685 番 1、1,686 番 1、1,6

87番、1,688番、1,689番、1,690番、1,691番、1,692番、1,693番、1,694番、1,695番、1,696番、1,697番1、1,697番2、1,698番1、1,698番2、1,699番1から1,699番5まで、1,700番1、1,701番1、1,702番1、1,720番1、1,721番1から1,721番8まで1,726番1から1,726番3まで、1,728番1、1,729番1、1,730番、1,731番1から1,731番3まで、1,732番、1,733番、1,734番、1,735番、1,736番、1,737番、1,738番、1,739番、1,740番、1,741番、1,742番、1,752番1、1,752番2、1,753番1、1,753番2、1,754番1、1,754番2、1,755番1、1,755番2、1,756番1、1,756番2、1,757番1から1,757番5まで、1,758番1から1,758番3まで、1,759番1、1,759番2、1,760番1、1,760番2、1,761番1から1,761番3まで、1,778番1、1,778番2、1,779番、1,780番1、1,780番2、1,781番1、1,781番2、1,782番1から1,782番3まで、1,783番1、1,783番2、1,784番、1,785番、1,786番、1,787番、1,788番1から1,788番8まで、1,788番10から1,788番41まで、1,788番43、1,788番45から1,788番48まで、1,788番50から1,788番98まで、1,788番100から1,788番141まで、1,788番143から1,788番148まで、1,788番150から1,788番198まで、1,788番200から1,788番205まで、1,799番1、1,799番2、1,800番、1,801番1、1,801番2、1,802番、1,803番1、1,803番2、1,804番1、1,804番2、1,805番1、1,805番2、1,806番1から1,806番6まで、1,824番、1,825番、1,826番1、1,826番2、1,827番1、1,827番2、1,828番、1,829番、1,852番1から1,852番6まで、1,853番1、1,853番2、1,854番1、1,854番2、1,855番1、1,855番2、1,856番1、1,856番2、1,857番1、1,857番2、1,882番、1,883番1、1,883番2、1,884番1から1,884番3まで、1,885番1、1,885番2、1,886番1、1,886番2、1,887番1、1,887番2、1,963番1、1,963番2、1,964番1、1,964番2、1,965番1、1,965番2、1,966番、1,967番1から1,967番4まで、1,968番1から1,968番3まで、1,969番1、1,969番2、1,970番1、1,970番2、1,994番1、1,994番2、1,995番1、1,995番2、1,996番1か

ら 1,996 番 3 まで、1,997 番、1,998 番 1、1,998 番 2、2,069 番 1、2,069 番 2、2,070 番、2,071 番 1、2,071 番 2、2,072 番 1、2,072 番 2、2,074 番 1 から 2,074 番 5 まで、2,090 番、2,091 番、2,092 番、2,093 番、2,094 番 1 から 2,094 番 6 まで、2,095 番 1、2,095 番 2、2,096 番 1、2,096 番 2、2,114 番、2,115 番、2,144 番 1、2,144 番 2、2,162 番、2,163 番 1、2,163 番 2、2,164 番 1、2,164 番 2、2,165 番、2,166 番、2,173 番 1 から 2,173 番 7 まで、2,174 番、2,175 番、2,176 番、2,177 番 1、2,177 番 2、2,178 番 1、2,178 番 2、2,179 番、2,180 番 1、2,180 番 2、2,181 番、2,182 番、2,183 番 1 から 2,183 番 3 まで、2,183 番 5、2,183 番 6、2,184 番 1、2,185 番 1 から 2,185 番 3 まで、2,186 番 1、2,187 番 1、2,188 番 1、2,189 番 1、2,190 番 1、2,191 番 1、2,192 番 1、2,193 番 1、2,193 番 2、2,194 番 1、2,194 番 3、2,195 番 1、2,208 番 1 から 2,208 番 3 まで、2,209 番 1 から 2,209 番 3 まで、2,210 番 1、2,210 番 2、2,211 番 1、2,211 番 2、2,212 番 1 から 2,212 番 8 まで、2,213 番 1 から 2,213 番 3 まで、2,214 番 1 から 2,214 番 3 まで、2,215 番 1、2,215 番 2、2,216 番 1 から 2,216 番 3 まで、2,217 番 1、2,217 番 3 から 2,217 番 5 まで、2,218 番 1、2,219 番 1、2,220 番 1、2,221 番 1、2,222 番 1、2,223 番、2,224 番、2,225 番、2,226 番 1、2,226 番 3、2,226 番 4、2,227 番 1、2,227 番 2、2,228 番、2,229 番 1、2,229 番 2、2,230 番 1 から 2,230 番 6 まで、2,231 番 1、2,231 番 2、2,231 番 4、2,232 番、2,233 番、2,234 番 1 から 2,234 番 4 まで、2,234 番 7、2,234 番 9、2,234 番 10、2,235 番 1 から 2,235 番 3 まで、2,236 番 1、2,236 番 2、2,237 番 1 から 2,237 番 3 まで、2,238 番 1 から 2,238 番 4 まで、2,239 番、2,240 番、2,241 番、2,242 番 1、2,243 番 1、2,243 番 3 から 2,243 番 5 まで、2,244 番 1 から 2,244 番 3 まで、2,245 番、2,246 番 1 から 2,246 番 3 まで、2,247 番 2、2,248 番 1 から 2,248 番 10 まで、2,249 番 1、2,249 番 2、2,250 番 1 から 2,250 番 4 まで、2,251 番 1 から 2,251 番 4 まで、2,252 番 1 から 2,252 番 3 まで、2,253 番 1 から 2,253 番 6 まで、2,254 番 1、2,254 番 2、2,255 番 1、2,255 番 2、2,256 番 1 から 2,

	256 番 3 まで、2, 257 番 1 から 2, 257 番 4 まで、2, 258 番 1 から 2, 258 番 3 まで、2, 259 番 1 から 2, 259 番 3 まで、2, 260 番 1 から 2, 260 番 3 まで及び 4, 100 番
浜北区	寺島字西南崎、寺島字大南崎及び寺島字東南崎の区域並びに寺島字南崎のうち、市道寺島 19 号線西側の区域内
	県道二俣浜松線、市道八幡団地 4 号線及び市道上善地八幡団地線に囲まれた区域内並びにその周囲 30 メートルの区域内
	県道二俣浜松線、市道上善地八幡団地線及び市道八幡団地 15 号線に囲まれた区域内並びにその周囲 30 メートルの区域内

別表第 3(第 5 条関係)

臨時風俗営業制限除外地域

地域名

三島市大宮町二丁目 三島大社境内

富士市今井 妙法寺境内

富士宮市宮町 浅間大社境内

静岡市清水区西久保 秋葉山神社境内

静岡市葵区宮ヶ崎町 静岡浅間神社境内

焼津市焼津二丁目 焼津神社境内

島田市金谷 巖室神社境内

島田市金谷河原 八雲神社境内

磐田市中泉 府八幡宮神社境内

磐田市見付 矢奈比売神社境内

浜松市鴨江四丁目 鴨江寺境内

別表第 4(第 6 条第 3 項関係)

旅館業施設内の風俗営業制限除外地域

市町名	地域
下田市	全域
伊豆市	全域
伊豆の国市	大仁、長岡及び古奈
伊東市	全域
熱海市	全域

沼津市	口野、内浦重寺、内浦小浜、内浦三津、内浦長浜、常盤町2丁目、常盤町3丁目、本松下及び戸田	
静岡市	清水区	三保
	葵区	井川、梅ヶ島及び入島
浜松市	西区	舘山寺町
東伊豆町	全域	
南伊豆町	全域	
河津町	全域	
川根本町	寸又峡	

別表第5(第7条関係)

特別日営業延長許容地域

祭典等	特別日営業延長許容地域
黒船祭	下田市
あやめ祭り	伊豆の国市
三島大社夏まつり	三島市
按針祭	伊東市
熱海海上花火大会(7月及び8月に開催のものに限る。)	熱海市
伊豆山納涼花火大会	熱海市
やぶさめ祭り	富士宮市
富士宮秋まつり	富士宮市
清水港まつり	静岡市清水区
静岡まつり	静岡市葵区及び駿河区
浜松まつり	浜松市

別表第6(第8条関係)

営業延長許容地域

市区町名	地域
下田市	一丁目(13番から15番までを除く。)から三丁目まで、西本郷一丁目及び東本郷一丁目の商業地域
伊東市	銀座元町、寿町、幸町、桜木町一丁目、桜木町二丁目、猪戸一丁目、猪戸二丁目、宝町、竹の内二丁目、中央町、東松原町、松川町、松原本町、松原湯端町、弥生町、湯川一丁目、湯川三丁目及び和田一丁目の商業地域

熱海市	上宿町、銀座町、咲見町（7番を除く。）、清水町、昭和町、田原本町、中央町、渚町及び和田浜南町の商業地域
三島市	一番町、大宮町三丁目、芝本町、中央町、広小路町及び本町の商業地域
沼津市	上土町、大手町一丁目から大手町五丁目まで、鷗町、幸町、西条町、魚町、三枚橋町、下本町、白銀町、新宿町、新町、末広町、浅間町、添地町、大門町、高島本町、高沢町、高島町、通横町、仲町、八幡町、東宮後町、本町、真砂町及び町方町の商業地域
御殿場市	新橋の商業地域のうち、県道沼津小山線、県道御殿場停車場線、市道0216号線、市道4242号線及び市道1514号線に囲まれた地域並びに県道沼津小山線、県道御殿場停車場線、市道1502号線及び市道1480号線に囲まれた地域
富士市	富士町、平垣、平垣本町及び本町の商業地域のうち、東海旅客鉄道東海道本線北側の地域並びに今泉一丁目、中央町一丁目から中央町三丁目まで、伝法、錦町一丁目、御幸町、吉原一丁目から吉原五丁目まで、依田原及び依田原町の商業地域
富士宮市	大宮町1番、大宮町2番、大宮町8番、大宮町10番、大宮町12番から32番まで、貴船町1番、貴船町2番、中央町2番から5番まで、中央町7番から9番まで、中央町12番から15番まで、西町1番から5番まで、西町10番から17番まで、西町25番から27番まで、東町13番、東町14番、東町21番から23番まで、東町30番及び宮町4番から10番までの商業地域
静岡市清水区	相生町、旭町、入船町、江尻町、江尻東一丁目から江尻東三丁目まで、大手一丁目、小芝町、銀座、島崎町、袖師町、宝町、千歳町、辻一丁目、巴町、富士見町、本郷町、真砂町、松原町、万世町一丁目、万世町二丁目、港町一丁目、港町二丁目及び宮代町の商業地域
静岡市葵区	安倍町、梅屋町、大鋸町、追手町、上石町、川辺町一丁目、川辺町二丁目、金座町、車町、黒金町、紺屋町、呉服町一丁目、呉服町二丁目、駒形通一丁目から駒形通三丁目まで、栄町、桜木町、七間町、昭和町、新通一丁目、駿河町、大工町、鷹匠一丁目から鷹匠三丁目まで、茶町一丁目、天王町、伝馬町、常磐町一丁目から常磐町三丁目まで、研屋町、中町、西門町、馬場町、人宿町一丁目、人宿町二丁目、日出町、富士見町、双葉町、宮ヶ崎町、本通一丁目から本通十丁目まで、本通西町、御幸町、弥勒一丁目、八千代町、横田町、吉野町、両替町一丁目及び両替町二丁目の

	商業地域のうち、安倍町の県道井川湖御幸線西側かつ県道静岡環状線北側、鷹匠三丁目の県道静岡環状線東側及び横田町の市道御幸町柚木旧東海道線北側を除く地域
静岡市駿河区	泉町1番から3番まで、泉町6番から9番まで、稲川一丁目1番から7番まで及び南町1番から11番までの商業地域
掛川市	駅前、紺屋町、肴町、中町及び連雀の商業地域
浜松市中区	旭町、池町、板屋町、海老塚町、海老塚一丁目の市道竜禅寺雄踏線北側、海老塚二丁目の市道竜禅寺雄踏線北側、尾張町、鍛冶町、北田町、北寺島町の市道早出寺脇線西側及び市道飯田鴨江線北側、元目町、紺屋町、栄町、肴町、塩町、下池川町の一般国道152号線東側かつ市道植松和地線南側、神明町、砂山町の市道海老塚砂山1号線北側かつ市道砂山34号線西側かつ市道砂山北寺島2号線北側、大工町、高町、田町、千歳町、中央一丁目、中央三丁目、伝馬町、利町、常盤町、平田町、成子町、旅籠町、八幡町、早馬町、東田町、松城町の市道松城栄1号線東側、元魚町、元城町の一般国道257号線東側及び市道馬込住吉線南側、元浜町、山下町並びに連尺町の商業地域

別表第7（第11条関係）

特定遊興飲食店営業の営業所設置許容地域

市区町名	地域
下田市	一丁目（13番から15番までを除く。）から三丁目まで、西本郷一丁目及び東本郷一丁目の商業地域
伊東市	銀座元町、寿町、幸町、桜木町一丁目、桜木町二丁目、猪戸一丁目、猪戸二丁目、宝町、竹の内二丁目、中央町、東松原町、松川町、松原本町、松原湯端町、弥生町、湯川一丁目、湯川三丁目及び和田一丁目の商業地域
熱海市	上宿町、銀座町、咲見町（7番を除く。）、清水町、昭和町、田原本町、中央町、渚町及び和田浜南町の商業地域
三島市	一番町、大宮町三丁目、芝本町、中央町、広小路町及び本町の商業地域
沼津市	上土町、大手町一丁目から大手町五丁目まで、鷗町、幸町、西条町、魚町、三枚橋町、下本町、白銀町、新宿町、新町、末広町、浅間町、添地町、大門町、高島本町、高沢町、高島町、通横町、仲町、八幡町、東宮後町、本町、真砂町及び町方町の商業地域
御殿場市	新橋の商業地域のうち、県道沼津小山線、県道御殿場停車場線

	、市道0216号線、市道4242号線及び市道1514号線に囲まれた地域並びに県道沼津小山線、県道御殿場停車場線、市道1502号線及び市道1480号線に囲まれた地域
富士市	富士町、平垣、平垣本町及び本町の商業地域のうち、東海旅客鉄道東海道本線北側の地域並びに今泉一丁目、中央町一丁目から中央町三丁目まで、伝法、錦町一丁目、御幸町、吉原一丁目から吉原五丁目まで、依田原及び依田原町の商業地域
富士宮市	大宮町1番、大宮町2番、大宮町8番、大宮町10番、大宮町12番から32番まで、貴船町1番、貴船町2番、中央町2番から5番まで、中央町7番から9番まで、中央町12番から15番まで、西町1番から5番まで、西町10番から17番まで、西町25番から27番まで、東町13番、東町14番、東町21番から23番まで、東町30番及び宮町4番から10番までの商業地域
静岡市清水区	相生町、旭町、江尻町、江尻東一丁目から江尻東三丁目まで、大手一丁目、小芝町、銀座、袖師町、宝町、千歳町、辻一丁目、巴町、富士見町、本郷町、真砂町、万世町一丁目、万世町二丁目、港町二丁目及び宮代町の商業地域並びに入船町、島崎町、新港町、清開一丁目、清開三丁目、日の出町、松原町及び港町一丁目
静岡市葵区	安倍町、梅屋町、大鋸町、追手町、上石町、川辺町一丁目、川辺町二丁目、金座町、車町、黒金町、紺屋町、呉服町一丁目、呉服町二丁目、駒形通一丁目から駒形通三丁目まで、栄町、桜木町、七間町、昭和町、新通一丁目、駿河町、大工町、鷹匠一丁目から鷹匠三丁目まで、茶町一丁目、天王町、伝馬町、常磐町一丁目から常磐町三丁目まで、研屋町、中町、西門町、馬場町、人宿町一丁目、人宿町二丁目、日出町、富士見町、双葉町、宮ヶ崎町、本通一丁目から本通十丁目まで、本通西町、御幸町、弥勒一丁目、八千代町、横田町、吉野町、両替町一丁目及び両替町二丁目の商業地域のうち、安倍町の県道井川湖御幸線西側かつ県道静岡環状線北側、鷹匠三丁目の県道静岡環状線東側及び横田町の市道御幸町柚木旧東海道線北側を除く地域
静岡市駿河区	泉町1番から3番まで、泉町6番から9番まで、稲川一丁目1番から7番まで及び南町1番から11番までの商業地域
掛川市	駅前、紺屋町、肴町、中町及び連雀の商業地域
浜松市中区	旭町、池町、板屋町、海老塚町、海老塚一丁目の市道竜禅寺雄踏線北側、海老塚二丁目の市道竜禅寺雄踏線北側、尾張町、鍛冶町、北田町、北寺島町の市道早出寺脇線西側及び市道飯田鴨江線

<p>北側、元目町、紺屋町、栄町、肴町、塩町、下池川町の一般国道152号線東側かつ市道植松和地線南側、神明町、砂山町の市道海老塚砂山1号線北側かつ市道砂山34号線西側かつ市道砂山北寺島2号線北側、大工町、高町、田町、千歳町、中央一丁目、中央三丁目、伝馬町、利町、常盤町、平田町、成子町、旅籠町、八幡町、早馬町、東田町、松城町の市道松城栄1号線東側、元魚町、元城町の一般国道257号線東側及び市道馬込住吉線南側、元浜町、山下町並びに連尺町の商業地域</p>

別表第8（第12条関係）

臨時特定遊興飲食店営業の営業所設置許容地域

地域名

- 三島市大宮町二丁目 三島大社境内
- 富士市今井 妙法寺境内
- 富士宮市宮町 浅間大社境内
- 静岡市清水区西久保 秋葉山神社境内
- 静岡市葵区宮ヶ崎町 静岡浅間神社境内
- 焼津市焼津二丁目 焼津神社境内
- 島田市金谷 巖室神社境内
- 島田市金谷河原 八雲神社境内
- 磐田市中泉 府八幡宮神社境内
- 磐田市見付 矢奈比売神社境内
- 浜松市中区鴨江四丁目 鴨江寺境内

別表第9（第13条関係）

風俗環境保全協議会設置地域

地域名

- 下田警察署の管轄区域
- 三島警察署の管轄区域
- 伊東警察署の管轄区域
- 熱海警察署の管轄区域
- 沼津警察署の管轄区域
- 御殿場警察署の管轄区域
- 富士警察署の管轄区域
- 富士宮警察署の管轄区域
- 清水警察署の管轄区域

静岡中央警察署の管轄区域

静岡南警察署の管轄区域

掛川警察署の管轄区域

浜松中央警察署の管轄区域